

愛知県教育委員会

5.4.25

令和5年4月24日

請願第 5 号

愛知県教育委員会教育長 殿

教育委員会及び学校の管理職（校長、教頭等）、モンスターペアレントを教職員等が直接訴えることができ、独自に調査することができる外部機関（弁護士等）又は教育委員会事務局内で誠実かつ公正に対応できる部署の新設について求める請願

住 所 [REDACTED]

(団体名) [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

1 請願の趣旨

昨今、各種マスコミの報道で教員の過酷な労働実態が報道されています。その中で、よく目にするのが、定額働かせたい放題といわれている「給特法」や部活動顧問の強制に関する問題です。その中で、働き方改革が必要であると呼ばれていますが、そのことよりも大きな問題が精神疾患による病気休職者数は5,897名（令和3年度まとめ 文部科学省発表）で過去最高になっていることです。学校現場では、管理職（特に校長）及び教育委員会（特に教職員課）の不正や違法行為、ハラスメントが数多く行われております。私の教員生活20年の中でも何人もの精神疾患による休職者、管理職の教職員に対するハラスメント及び不誠実な対応等により意欲を失った教職員を何人も見てきました。このような現状に陥ったのは議員や議会ばかりに時間を割き、教職員に対して無関心な教育委員会の責任もあり、自己保身に一生懸命な管理職の責任である。

私なりに教育委員会や管理職の不正や違法行為、ハラスメント等及びモンスターペアレントから受けた精神的苦痛をどのように方法で訴えられるか、どのようにしたら教職員が不正や違法行為、ハラスメント等を行ったときと同じように公平な調査及び処分がされるかを参議院議員、名古屋市議会議員、文部科学省、法務局、弁護士等に確認をしました。また、愛知県教育委員会が教職員に対して周知しているパワハラ等相談窓口である愛知県総合教育センター相談部教育相談研究室、愛知県人事委員会等にも電話をして確認しました。結論を言うと、訴えても教職員と同じように公平な調査及び処分されるところはありません。結局は教育委員会に話が行くだけで、管理職の不正や違法行為、ハラスメント等も教育委員会から当該校長に確認するだけです。なので、誤魔化すこともみ消すことも可能です。児童生徒のいじめの隠蔽とよく似た構造です。保護者が学校に相談しても校長の指示でうやむやにし、保護者が教育委員会に訴えても教育委員会は当該校長に確認するだけ、保護者が本気を出して警察や議員に相談したり、裁判をしたりすることにより、やっと外部の第三者委員会が設置される。

この後も記述させていただきますが、私が経験した事案ですが、保護者が子どもが在学し

ている学校長の不正を愛知県教育委員会教職委員会に訴えたら「校長が誤解があると言っているので、誤解を解くまでは教育委員会は動きません。」と全く相手してもらえませんでした。教職員の不正なら匿名の連絡であっても児童生徒や保護者への聞き取りを指示するのに、校長の不正は不正をしていると言われている校長に確認するのみ。もちろん、教職員が管理職の不正を愛知県教育委員会教職員課に直接訴えても校長に確認するのみ。証拠や証人があると伝えても校長に確認する以外の調査を行いません。挙句の果てには、教職員は愛知県教育委員会教職員課に直接連絡するのではなく、校長を通して伝えるようにと指導も受けます。

このような状況ですので、私の12年間程度の教員生活でも、愛知県教育委員会と管理職の不正や違法行為、ハラスメント等及びモンスターペアレントにかかわった教職員は「何を言っても変わらない」「どこに言っていいのかわからない」「誰も助けてくれない」という気持ちになり、意欲を失ったり、精神疾患になり休職したりする教職員を何十人も見てきました。どこにも言うことができない、対応をしてもらえない教職員は現場で権力を振りかざし、そして、教育委員会から守られている校長やモンスターペアレント等からの精神的苦痛に耐えながら働いている方が多くいます。

余談になりますが、私の知人の子どもが在籍している愛知県の偏差値70以上ある公立高校の1年生の進路指導で「教員だけは絶対になるな！」という指導を受けたそうです。言つてはいけないことだと思いますが、気持ちはわかりますし、私も同じ気持ちです。

このような状況を作っているのは、教職員が教育委員会や管理職の不正や違法行為、ハラスメント等及びモンスターペアレントから受けた精神的苦痛を公平に調査し、必要に応じて処分をする機関がないことが大きいです。

ちなみに、愛知県教育委員会職員等公益通報制度というものがありますが、この制度には「公益通報外部処理者」というものがあり、弁護士に年間396,000円で業務委託をしています。この「公益通報外部処理者」の業務は愛知県教育委員会総務課総務・広報グループの相談員と同じ業務で通報者の通報を公益通報管理者(愛知県教育委員会事務局長)に伝えるだけです。あとは公益通報管理者の相談を受けるだけです。しかも、通報者の通報の仕方は書面の提出又は電子メールのみで、愛知県教育委員会総務課総務・広報グループの相談員には電話や面談が行えるので親切ではありません。調査権もありません。結局は公益通報管理者の判断のみで、調査は愛知県教育委員会事務局の課長等です。民間企業の社長をされている方はわかると思いますが、年間396,000円という予算で弁護士がどこまでの業務をしますか。なので、この「愛知県教育委員会職員等公益通報制度」では、教職員等が直接訴えることができ、独自に調査することができる外部機関とは言えません。この制度については「愛知県教育委員会職員等公益通報要綱」(資料1)をご覧ください。

私は、正直に誠実に働いている教職員が「やりがい」や「生きがい」をもって生き生きと働けるように、この閉塞感のある教育現場に風穴を開けたく請願を提出します。

今から私の12年間の教員生活で経験したことや見聞したことを書き出します。もちろん、ここに書き出したものは、証拠及び証人があるものです。教育長以外の良識ある教育委員の方々には、ぜひ真剣に考えていただきたいです。

- 同一人物の2件の体罰のうち、1件だけ教育委員会から処分されたが、もう1件の体罰の処分がなかったため校長に確認したところ「もう1件は体罰とは思っていない」とい

う回答だった。私は、処分されていない体罰の保護者に伝えると言ったところ、「いまは体罰だと思う」と最初に教育委員会に体罰の報告をしてから3か月後に訂正した。このことを保護者と私が一緒に愛知県教育委員会に「校長が体罰の隠蔽をした」と通報したところ、「校長に確認したら誤解があると言っているので、誤解を解くまでは教育委員会は動きません」という返事であった。その後、朝日新聞にも記事として掲載されたが、その中に「隠蔽ではなく、報告遅れ」と愛知県教育委員会は答えていた。

- ・PTA総会後の親睦会という名の宴会に校長並び教頭の管理職が全員出席していた時、私ひとりしかいない職員室に19時ごろ保護者から電話がありました。「いつも帰ってくる時間に子どもが帰ってこないので警察に捜索願を出したい」という相談を受けたので、管理職や同席している教員に何度も携帯電話に連絡をしたが、折り返してきたのが1時間後で事情を説明して「管理職の誰でもいいので学校に戻って来てください」と伝えたら、「帰れない」と言ってきたので「生徒が行方不明になっているんですよ」と言ったが、返事が変わらなかったので、学校に連れ戻そうと私が宴会会場まで行きました。会場に入ると楽しそうに飲食している管理職たちを見て激怒して「学校に戻ってきてください！生徒が行方不明になっているのです」と伝えたが宴会が終わるまで校長は学校に戻らなかった。
- ・集団喫煙があり、素直に認めた生徒は特別指導を行ったが、不満を言ってきた保護者の生徒は素直に認めた生徒とは違う指導になったので、「正直者が馬鹿を見る指導はおかしい」と教頭に伝えたところ「お前たちを守ってやっているんだ」と恫喝された。「我々を守る前に正直に認めた生徒の良心を守れ」と言い返したが指導が変わらなかった。
- ・部活動でケガをした生徒の保護者に電話連絡をしようとした教員に対して、電話が置かれている席に座っていた教頭が自分の子どもが掲載されている高校のホームページを見せてきて「俺の子どもなんだ、見てよ」と言ってきたので、「今それどころではないんです。生徒がケガをして保護者に電話連絡するので」と返すと「お前、余裕がねえな」と恫喝された。
- ・教頭が自分の嫌いな教員と仲良く話していた教員に「お前、〇〇（嫌いな教員の名前）に洗脳されているのか」と言う。
- ・勤務時間中に複数回、校舎外に出て喫煙をする教頭とそれを黙認する校長
- ・生徒から集金した多額のお金を私的に使っている教員がいることを教頭に伝えたが、何の指導もなく、現在その教員は校長をしている。
- ・出勤記録簿を学校行事等で勤務開始時間の8時30分より前に働かされた場合でも「8時30分」と記載するように指示をされ、勤務時間外に働かされた場合に与えられる「勤務時間の割り振り」を使って退社時間の17時より前に帰宅する場合でも「17時」と記載するよう改ざんの指示を職員全体の場で校長から伝えられる。
- ・私が生徒の首を絞めたというやっている体罰を私に確認もせず、内緒で保護者と生徒を学校に呼び出し、「警察に被害届を出してほしい」と何度もお願いする教頭とそれを指示した校長。このことは30人以上集まつた部活動の保護者会で教頭から伝えられ、私は初めて知りました。この保護者は警察に被害届は出さないと保護者会に参加したい旨を伝えたが、教頭から保護者会への参加は拒否された。この体罰については、保護

者会に参加した別の保護者から「そのような事実はないということを子どもから聞いている」という発言があり、教育委員会に報告したものを取り下げるとき教頭が発言した。

上記の私がやっている体罰を部活動の保護者会で「教育委員会へ報告している」という発言に対して、新しく着任した校長を通じて愛知県教育委員会教職員課に「体罰したことについて本人に確認もせず、教育委員会に報告するのは犯罪行為ではないか。それも30人以上の保護者の前で伝えることは名誉棄損ではないか」と伝えたところ「校長に確認したところ、保護者会は体罰の確認の場で愛知県教育委員会への報告はその後に行っているから問題はない」と回答された。私は再度教職員課に「仮にそうであっても、本人に何も確認をしないで30人以上の保護者の前でやってもない体罰を伝えることは名誉棄損ですよね。しかも、保護者会の場では、『この内容については愛知県教育委員会に報告している』と教頭が発言したので、保護者から『取り下げろ、法的措置をとるぞ』と言わざるを得ない『取り下げません。校長が知った以上は教育委員会への報告義務がある』と校長の発言がありました。そうなると、なかつた体罰を本人の確認なしで教育委員会に報告することはそれによって処分が出された場合、犯罪行為になりますよね。たまたま保護者会を開催することになって、一部の保護者の発言から取り下げるようになりましたが、犯罪ですよ。どうして犯罪行為をしている校長だけしか確認しないのですか、私の方には録音データの証拠と30人以上の保護者、同席した3名の教員、教頭2名の証人がいます。校長以外の人に確認をし、校長を厳正に処分してください」と、教職員課に伝えたが回答はなかった。

教育委員会や校長の権力が強すぎて、教職員の声はどこにも届きません。教育委員会の不正等は公平に調査及び処分できるところではなく（ちなみに、公益通報制度は事務局長を中心に身内で行われるので公平とは言えない）、校長の不正等を愛知県教育委員会教職員課に直接連絡しても「校長を通じて伝えてください」と言われるか取り合わない、保護者が校長の不正を伝えてても不正をしている校長にしか確認をしない。こんな閉塞感の中で教職員は管理職の不正等やこの請願には書きませんでしたがモンスターペアレントの対応を我慢しながら職務を遂行しています。このような状況では、今後も精神疾患による休職者の増加、若手教員の離職率の増加、教員採用選考試験の倍率の低下、正直に誠実に働いている教職員の「やりがい」や「生きがい」の喪失は防げないと私は考えています。これ以上、「教育の質」を下げないためにも、学校現場から不正等をなくし教職員が働きやすい環境を作るためにも、独自に調査することができる外部機関（弁護士等）の予算を作っていただき、リーフレット等で教職員に周知していただきたいです。それだけでも、愛知県教育委員会及び学校の管理職、モンスターペアレントの不正や違法行為等はかなり抑止できるはずです。教育長以外の良識ある教育委員の皆様、児童生徒のために正直に誠実に働いている教職員を助けてください。

2 請願項目

- (1) 教育委員会及び学校の管理職（校長、教頭等）、モンスターペアレントを教職員

等が直接訴えることができ、独自に調査することができる外部機関（弁護士等）
又は教育委員会事務局内で誠実かつ公正に対応できる部署の新設をすること。

以上

参考資料

資料1 愛知県教育委員会職員等公益通報要綱（平成18年4月1日付）